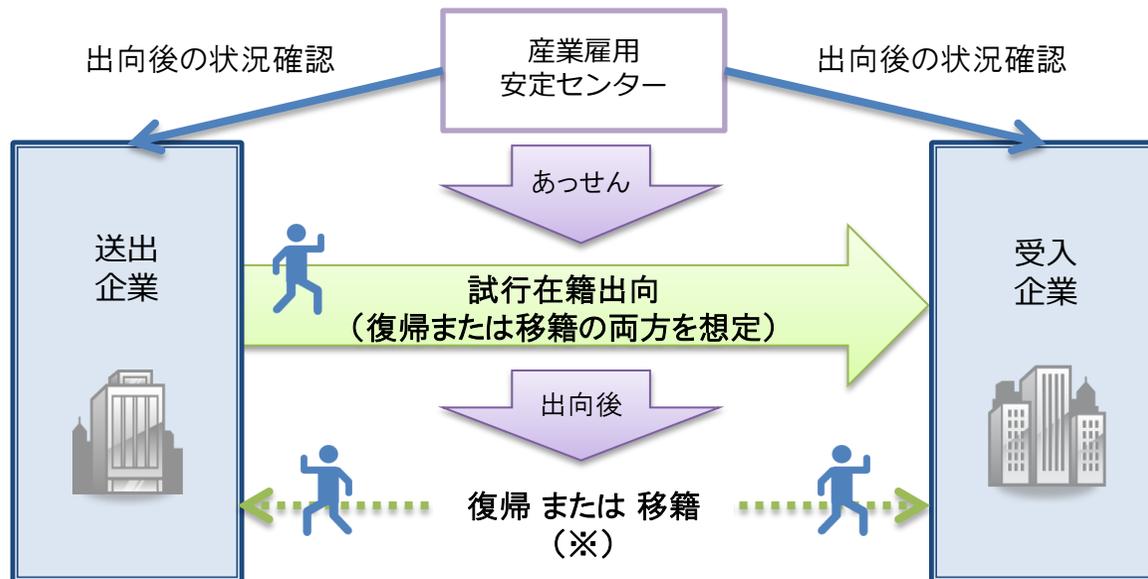


「試行在籍出向プログラム」の実施について

中高年人材に対するキャリア形成に資する支援制度として、出向制度を活用し、試用就業の機能を持ったミドル層のインターンシップ等を支援する制度の構築が考えられる中、この構築に先立ち、これに資するノウハウの蓄積や課題の抽出を行うことが必要であるため、「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日閣議決定)に基づき試行在籍出向プログラムを実施する。

試行在籍出向の実施



(※) 出向期間終期に、送出企業、受入企業、出向者の3者で相談し決定

【試行在籍出向の要件】

- ・対象者・中年期(40歳以上50歳未満)の者を中心
- ・実施の条件・試行在籍出向の実施が周知され、本人が応募することにより、対象者が決定されたこと
- ・出向期間・原則6か月又は1年
- ・出向協定の締結・賃金支払いをはじめとする労働条件を出向前に明記
- ・出向後の処遇・当初の出向期間後の扱いについては期間終期に送出企業、受入企業、出向者の3者で協議(在籍出向の始まりの時点では復帰又は移籍の両方を想定)

【事業の流れ】

- ① 産業雇用安定センターから企業に対して試行型在籍出向を説明
- ② 要件に合致する出向の実施及び協力の依頼
- ③ 試行型在籍出向のあっせん
- ④ 送出・受入企業間での出向前及び出向後の調整
- ⑤ 産業雇用安定センターから実施後の状況確認